

業務委託共通仕様書新旧対照表

新 (R8. 10. 1)	旧 (R8. 4. 15)
用地調査等業務共通仕様書 別記様式一覧表 第 1～30 号様式 (削除) 第 1 章～第 16 章 別記第 1 号～第 30 号様式 ※各章の文中に記載する様式番号について、様式内容に変更なく、様式番号のみを整理・変更するもの。	用地調査等業務共通仕様書 別記様式一覧表 第 1～31 号様式 第 18 号様式の 1 建物移転補償調書 第 19 号様式の 1、2 建物移転補償設計書 第 20 号様式の 1 建物移転補償設計内訳書 第 20 号様式の 2、3 推定再建築費及び取りこわし工事費 第 1 章～第 16 章 別記第 1 号～第 31 号様式

業務委託共通仕様書新旧対照表

新 (R8. 10. 1)	旧 (R8. 4. 15)												
別添5 建物等事前調査業務特記仕様書 <table border="1" data-bbox="208 292 1005 443"> <tr> <td>業務名称</td><td>工事に伴う建物等事前調査業務</td></tr> <tr> <td>業務場所</td><td>地内</td></tr> <tr> <td>業務期間</td><td>令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)</td></tr> </table> (適用) 第1条 本建物等事前調査業務特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は、上記業務に適用する。 (履行場所等) 第2条 本業務の履行場所及び範囲は別添図面に示すとおりとする。 (履行の原則) 第3条 本業務の実施に当たっては、山口県土木建築部制定の「用地調査等業務共通仕様書」、「特記仕様書」、「地盤変動影響調査算定要領」、「委託契約書」、現場説明事項及び業務打合せ等に基づいて行うものとし、これらに明記なき事項あるいは疑義が生じたときは、監督職員と協議しなければならない。 (委託業務の内容等) 第4条 委託業務の内容は、次の各号に掲げるものの原状調査及び測定とする。 一 基礎 二 軸部 三 開口部 四 床 五 天井 六 内壁 七 外壁 八 屋根（小屋組を含む。） 九 水回り 十 外構 十一 その他契約不適合発生のおそれのある箇所 2 物件調査書は、契約不適合部分等を明示した図面等添付のうえ、監督職員の承認を受けた後、立会人（所有者等）の署名したものとする。 (業務施行上の留意事項) 第5条 受注者は、前条第1項及び第2項に掲げる業務の着手は、監督職員と協議を行い、その指示のもとで実施するものとする。 (図書の貸与等) 第6条 支給品、貸与品は、調書のとおりとする。 (成果品) 第7条 成果品は、一覧表のとおりとする。 (協力義務等) 第8条 受注者は、本業務完了後にあっても、発注者から業務内容について質問等を受けたときは、これに応ずるものとする。 2 受注者は、本業務の完了した日から2年間、発注者から成果品の契約不適合の補修の請求があった場合は、これに応じなければならない。 3 受注者は、本業務の完了した日から3年間かつ工事完了後1年経過までの間、本業務に関連した書類を整理、保存しておくものとする。ただし、監督員の指示がある場合はこの限りではない。	業務名称	工事に伴う建物等事前調査業務	業務場所	地内	業務期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)	別添5 建物等事前調査業務特記仕様書 <table border="1" data-bbox="1256 292 2054 443"> <tr> <td>業務名称</td><td>工事に伴う建物等事前調査業務</td></tr> <tr> <td>業務場所</td><td>地内</td></tr> <tr> <td>業務期間</td><td>令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)</td></tr> </table> (適用) 第1条 本建物等事前調査業務特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は、上記業務に適用する。 (履行場所等) 第2条 本業務の履行場所及び範囲は別添図面に示すとおりとする。 (履行の原則) 第3条 本業務の実施に当たっては、山口県土木建築部制定の「用地調査等業務共通仕様書」、「特記仕様書」、「地盤変動影響調査算定要領」、「委託契約書」、現場説明事項及び業務打合せ等に基づいて行うものとし、これらに明記なき事項あるいは疑義が生じたときは、監督職員と協議しなければならない。 (委託業務の内容等) 第4条 委託業務の内容は、次の各号に掲げるものの原状調査及び測定とする。 一 基礎 二 軸部 三 開口部 四 床 五 天井 六 内壁 七 外壁 八 屋根（小屋組を含む。） 九 水回り 十 外構 十一 その他契約不適合発生のおそれのある箇所 2 物件調査書は、契約不適合部分等を明示した図面等添付のうえ、監督職員の承認を受けた後、立会人（所有者等）の署名したものとする。 (業務施行上の留意事項) 第5条 受注者は、前条第1項及び第2項に掲げる業務の着手は、監督職員と協議を行い、その指示のもとで実施するものとする。 (図書の貸与等) 第6条 支給品、貸与品は、調書のとおりとする。 (成果品) 第7条 成果品は、一覧表のとおりとする。 (協力義務等) 第8条 受注者は、本業務完了後にあっても、発注者から業務内容について質問等を受けたときは、これに応ずるものとする。 2 受注者は、本業務の完了した日から1年間、発注者から成果品の契約不適合の補修の請求があった場合は、これに応じなければならない。 3 受注者は、本業務の完了した日から3年間かつ工事完了後1年経過までの間、本業務に関連した書類を整理、保存しておくものとする。ただし、監督員の指示がある場合はこの限りではない。	業務名称	工事に伴う建物等事前調査業務	業務場所	地内	業務期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)
業務名称	工事に伴う建物等事前調査業務												
業務場所	地内												
業務期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)												
業務名称	工事に伴う建物等事前調査業務												
業務場所	地内												
業務期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)												

業務委託共通仕様書新旧対照表

新 (R8. 10. 1)	旧 (R8. 4. 15)												
別添 7 建物等事後調査業務特記仕様書 <table border="1" data-bbox="212 284 996 395"> <tr> <td>業務名称</td><td>工事に伴う建物等事後調査業務</td></tr> <tr> <td>業務場所</td><td>地内</td></tr> <tr> <td>業務期間</td><td>令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)</td></tr> </table> (適用) 第1条 本建物等事後調査業務特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)は、上記業務に適用する。 (履行場所等) 第2条 本業務の履行場所及び範囲は別添図面に示すとおりとする。 (履行の原則) 第3条 本業務の実施に当たっては、山口県土木建築部制定の「用地調査等業務共通仕様書」、「特記仕様書」、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動等により生じた建物等の損傷等に係る事務処理要領」、「同事務処理要領の運用について」、「地盤変動影響調査算定要領」、「委託契約書」現場説明事項及び業務打合せ等に基づいて行うものとし、これらに明記なき事項あるいは疑義が生じたときは、監督職員と協議しなければならない。 (委託業務の内容等) 第4条 委託業務の内容は、次の各号に掲げるものの原状調査測定(事前調査測定値との比較)及び費用負担額の算定とする。 - 一 基礎 - 二 軸部 - 三 開口部 - 四 床 - 五 天井 - 六 内壁 - 七 外壁 - 八 屋根(小屋組を含む。) - 九 水回り - 十 外構 - 十一 その他契約不適合発生の恐れのある箇所 2 建物調査一覧表は、契約不適合部分等を明示した図面等添付のうえ、監督職員の承認を受けた後、立会人(所有者等)の署名したものとす。 (業務施行上の留意事項) 第5条 受注者は、前条第1項及び第2項に掲げる業務の着手は、監督職員と協議を行い、その指示のもとで実施するものとする。 (図書の貸与等) 第6条 支給品、貸与品は、調書のとおりとす。 (成果品) 第7条 成果品は、一覧表のとおりとす。 (協力義務等) 第8条 受注者は、本業務完了後であっても、発注者から業務内容について質問等を受けたときは、これに応ずるものとする。 2 受注者は、本業務の完了した日から2年間、発注者から成果品の契約不適合の補修の請求があった場合は、これに応じなければならない。 3 受注者は、本業務の完了した日から3年間かつ工事完了後1年経過までの間、本業務に関連した書類を整理、保存しておくものとする。ただし、監督員の指示がある場合はこの限りではない。	業務名称	工事に伴う建物等事後調査業務	業務場所	地内	業務期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)	別添 7 建物等事後調査業務特記仕様書 <table border="1" data-bbox="1265 284 2049 395"> <tr> <td>業務名称</td><td>工事に伴う建物等事後調査業務</td></tr> <tr> <td>業務場所</td><td>地内</td></tr> <tr> <td>業務期間</td><td>令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)</td></tr> </table> (適用) 第1条 本建物等事後調査業務特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)は、上記業務に適用する。 (履行場所等) 第2条 本業務の履行場所及び範囲は別添図面に示すとおりとする。 (履行の原則) 第3条 本業務の実施に当たっては、山口県土木建築部制定の「用地調査等業務共通仕様書」、「特記仕様書」、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動等により生じた建物等の損傷等に係る事務処理要領」、「同事務処理要領の運用について」、「地盤変動影響調査算定要領」、「委託契約書」現場説明事項及び業務打合せ等に基づいて行うものとし、これらに明記なき事項あるいは疑義が生じたときは、監督職員と協議しなければならない。 (委託業務の内容等) 第4条 委託業務の内容は、次の各号に掲げるものの原状調査測定(事前調査測定値との比較)及び費用負担額の算定とする。 - 一 基礎 - 二 軸部 - 三 開口部 - 四 床 - 五 天井 - 六 内壁 - 七 外壁 - 八 屋根(小屋組を含む。) - 九 水回り - 十 外構 - 十一 その他契約不適合発生の恐れのある箇所 2 建物調査一覧表は、契約不適合部分等を明示した図面等添付のうえ、監督職員の承認を受けた後、立会人(所有者等)の署名したものとす。 (業務施行上の留意事項) 第5条 受注者は、前条第1項及び第2項に掲げる業務の着手は、監督職員と協議を行い、その指示のもとで実施するものとする。 (図書の貸与等) 第6条 支給品、貸与品は、調書のとおりとす。 (成果品) 第7条 成果品は、一覧表のとおりとす。 (協力義務等) 第8条 受注者は、本業務完了後であっても、発注者から業務内容について質問等を受けたときは、これに応ずるものとする。 2 受注者は、本業務の完了した日から1年間、発注者から成果品の契約不適合の補修の請求があった場合は、これに応じなければならない。 3 受注者は、本業務の完了した日から3年間かつ工事完了後1年経過までの間、本業務に関連した書類を整理、保存しておくものとする。ただし、監督員の指示がある場合はこの限りではない。	業務名称	工事に伴う建物等事後調査業務	業務場所	地内	業務期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)
業務名称	工事に伴う建物等事後調査業務												
業務場所	地内												
業務期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)												
業務名称	工事に伴う建物等事後調査業務												
業務場所	地内												
業務期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)												